

公示番号：170411

国名：ソロモン

担当：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：ヘルシービレッジ推進プロジェクト（ヘルスプロモーション）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ヘルスプロモーション
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月上旬から2017年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 3.33 M/M、合計 3.58M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	100日	1日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年7月12日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月28日（金）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	18点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	10点
③語学力	14点
④その他学位、資格等	16点
- （計100点）

類似業務	コミュニティ・ヘルス、ヘルスプロモーション
対象国／類似地域	ソロモン／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ソロモン諸島（以下、ソロモン）は、1998年後半に勃発した民族紛争を機に、感染症対策等の保健医療サービスの後退を余儀なくされ、マラリアの罹患率をはじめとする保健指標が再び悪化する傾向にあった。2004年に開発パートナーの活動が本格的に再開されて以降、マラリア罹患率等の指標は改善傾向であるが、近年の生活習慣や社会環境の変化により、生活習慣病が急激に増加しており、感染症と生活習慣病の二重の負荷を抱える新たな保健課題に直面し、保健医療サービス省（Ministry of Health and Medical Services: MHMS）の予算を圧迫し深刻な状況となっている。全死亡の6割は心血管疾患や悪性腫瘍等（生活習慣病を含む）非感染性疾患が占めており、これまでの感染症のコントロールに加えて、深刻化する生活習慣病への対策が喫緊の課題である。また、ソロモンの国家保健戦略の中では、地方住民が8割以上を占めているため村落コミュニティに焦点をあてたヘルシービレッジモデルの開発・導入が地域保健改善事業の主要な戦略として位置付けられている。

ソロモン政府からの要請を受けて、JICAは2016年6月から4年間の予定で、「ヘルシービレッジ推進プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を実施している。本プロジェクトでは、ガダルカナル州およびマキラ・ウラワ州を対象に、マラリア、NCD（非感染性疾患）、水と衛生、および栄養対策を基本として、村落で生活している住民の健康改善を図るために、村落が主体となったヘルシービレッジ（住民自身、コミュニティ自身で望ましい健康状態へ導くための能力強化のモデル）の取り組みを国家制度として作り上げることを目的としている。これらの目的達成に向けて、パイロット地域での人材育成のための技術的支援を行うヘルスプロモーション専門家を要請した。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ソロモン国保健医療サービス省ヘルスプロモーション局、ガダルカナル州とマキラ・ウラワ州のヘルスプロモーション課をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、コミュニティに健康指導する役割を担うヘルシービレッジ・プロモーター（HVP, Community Health Workerの類）の育成に係る研修教材の見直し、研修実施、技術指導を行う。

ヘルシービレッジ・プロモーターは、ガダルカナル州およびマキラ・ウラワ州の両プロジェクト対象村において、20-30世帯を1単位として、1名任命される予定である。現在は両州で5村が対象となっているが、対象村の数は順次増やしていく予定である。ヘルシービレッジ・プロモーターの活動は、主に①生活習慣病、②栄養、③水と衛生、④マラリア対策についてコミュニティでの啓発活動および基礎的ヘルスサ

ービスの提供とアウトリーチ活動の協力支援などである。プロジェクトではヘルシービレッジ・プロモーターを指導するヘルスワーカー対象のトレーナー研修（Training of Trainer: TOT）を実施するとともに、ヘルシービレッジ・プロモーターを対象とした研修を実施する予定である。当該専門家は、これらの研修で活用される教材の見直しと必要な教材の作成が求められる。同時に研修（TOTを含む）の計画立案および実施することが期待される。また、研修後ヘルシービレッジ・プロモーターの活動を促進させるための具体的方策を検討して提案することが求められる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

（１）国内準備期間（2017年8月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ソロモン政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、ソロモンの現状と課題を把握する。また、これまで日本がソロモン国に対して実施してきた保健分野の協力の概要を把握・分析する。
- ② 本プロジェクトの関連情報を収集し、プロジェクト全体の実施内容を理解する。
- ③ プロジェクトチーム、JICA 人間開発部及びソロモン支所と連絡・調整の上、現地における業務内容（調査方法、サンプリング等）を整理する。
- ④ プロジェクト関係者（JICA 人間開発部、JICA ソロモン支所、派遣中のプロジェクト専門家等）と協議し、実施方針や具体的な研修内容を検討する。
- ⑤ 業務実施計画書（英語）を作成し、JICA 人間開発部に提出し内容を説明する。ソロモン支所にはそのデータを送付する。

（２）現地業務期間（2017年8月中旬～2017年11月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ソロモン支所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② JICA 専門家およびカウンターパートからプロジェクトの現況について説明を受け、本業務の詳細について打ち合わせを行う。
- ③ プロジェクト対象村へ出張し、これまで実施された研修内容についてヒアリングを行い、現状と課題を把握する。
- ④ 関係者からの聞き取りなどをもとに、活用されている研修教材、IEC（Information, Education, Communication）教材の見直しを行い、必要に応じて修正および追加作成を行う。
- ⑤ 新たな対象村（5～10村）から選定されたヘルシービレッジ・プロモーターの育成のための研修および TOT 研修の実施と研修内容の質を向上させるために技術的指導を行う。
- ⑥ ヘルシービレッジ・プロモーターおよびヘルスワーカーに対する活動内容の改善点を取りまとめ各州の保健サービスオフィスに提案する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、保健省プロモーション部・各州保健サービスオフィス C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ JICA ソロモン支所、JICA 人間開発部に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年11月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおりとし、電子データで提出するものとする。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書(和文・英文)とする。

(1) 業務計画書(和文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 業務ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(3) 現地業務結果報告書

派遣終了時。和文及び英文。

(4) 専門家業務完了報告書

帰国後。和文及び英文。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ポートモレスビー/シドニー/ブリスベン/シンガポール/ソウル⇒ホニアラ⇒ポートモレスビー/シドニー/ブリスベン/シンガポール/ソウル⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、派遣期間は2017年8月中旬から11月中旬とし、現地4.0M/M、国内1.6M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成(長期専門家)は以下のとおりです。

- ・チーフアドバイザー
- ・業務調整

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎 便宜供与あり

- イ) 宿舎手配 便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ 国内の移動についてはプロジェクト事務所にて手配
- エ) 通訳備上 なし
- オ) 現地日程のアレンジ なし
- カ) 執務スペースの提供  
保健省内における執務スペース提供（ネット環境完備）

## (2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部保健第二グループ保健第三チーム（TEL:03-5226-9163）にて配布します。

- ・ ソロモン国マラリア対策システム強化プロジェクトフェーズ 2 事業完了報告書（和文）
- ・ 本プロジェクト R/D、PDM、PO  
その他ソロモン国保健分野関係資料（National Health Strategic Plan 2016-2020、他）
- ・ 以下の資料は JICA ホームページに掲載されています。
  - ・ 事業事前評価表

([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_1500303\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500303_1_s.pdf))

- ・ 案件概要表

([http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc127.nsf/VW02040104/F5F3172350974C2349257F68000DF1C0/\\$FILE/案件概要表.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc127.nsf/VW02040104/F5F3172350974C2349257F68000DF1C0/$FILE/案件概要表.pdf))

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 開発途上国でのコミュニティー・ヘルスに関連した活動経験が必須です。
- ③ 現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。  
現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ソロモン支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上